

【第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（第2次芦屋市DV対策基本計画） 事業実施目標所管課一覧】

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	平成30年度事業実施目標	30年度取組実績		評価	評価理由	平成31年度実施計画	所管課
						①取組内容	②具体的数値				
1	1 啓発・教育の充実	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	1 芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	広報誌やホームページだけでなく、多様な媒体を通して周知に努める。	広報紙の12月1日号から「DV相談室からのお知らせ」を掲載し、DV相談室の周知を行った。多様な媒体を通じた周知については、男女共同参画センター通信ウイザズやお困りです課発行の「相談窓口のご案内」などの掲載を継続して行った。	平成30年度は、広報紙へ4回掲載（平成30年12月1日号から）、センター通信ウイザズはすべての号（季刊紙4回発行）に掲載	A	定期的な広報紙への掲載を始めたこと、センター通信等に掲載したことは評価できるため。	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	男女共同参画推進課
2	1 啓発・教育の充実	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	2 芦屋市DV相談室の周知のため、芦屋市DV相談室の相談カードの配架先をスーパーなど、多くの人が利用する施設へ配架	市内での相談カード配架先を検討する。	新たな相談カードの配架先を検討しなかった。		C	相談の際に、どこで芦屋市DV相談室を知ったのか相談者に聞いているが、トイレの相談カードと回答する相談者はいなかった。トイレなどに相談カードを置くだけでなく、相談を受ける支援者に渡すなどの検討が必要である。	芦屋市DV相談室の周知につながる手法を検討する。	男女共同参画推進課
3	1 啓発・教育の充実	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	3 市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	男女共同参画センターにおいて、DVについての講座を開催する。	講座「DVについて理解を深める」を開催した。	実施回数：1回 受講者：10人	B	平成29年度もDVについての講座を開催したが、参加者5人とが少なかった。平成30年度は男女共同参画登録団体定例会後に実施することで、参加者を増やすことができた。	DVについての講座を開催する。	男女共同参画推進課
4	1 啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	1 DVについての啓発	4 窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	職員向けにDVについての研修を開催する。	職員向けにDVについての研修を開催できなかった。		C	職員向けにDVについての研修を開催できなかったため。	職員向けにDVについての研修を開催する。	男女共同参画推進課
5	1 啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	1 DVについての啓発	4 窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	新任職員研修（後期）で「男女共同参画推進」についての講義を実施 全職員対象に、「男女共同参画研修」を実施	・新任職員研修（後期）では、「男女共同参画推進」について講義を実施。 ・全職員を対象に、イクボス宣言とワーク・ライフ・バランス推進の意識啓発のための「男女共同参画推進研修」を実施。	各年1回 ダイバーシティ等の観点から男女が性差なくより活躍できる社会の実現に向けて理解向上に努めた。	B	男女共同参画のなかで、DVについても講義することで、職員のDVに対する理解を向上させることができた。	・新任職員研修（後期）で「男女共同参画推進」についての講義を実施 ・全職員対象に、「特定事業主行動計画・男女共同参画推進研修」を実施	人事課
6	1 啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	1 DVについての啓発	5 庁内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	研修だけでなく、全職員が閲覧できるグループウェアの掲示板を活用し、DVについての啓発を行う。	庁内システム（グループウェア）を活用した啓発ができなかった。		C	庁内システム（グループウェア）を活用した啓発ができなかった。	職員が閲覧できるグループウェアの掲示板を活用し、DVについての啓発を行う。	男女共同参画推進課
7	1 啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	2 DV被害者発見時の対応力の向上	6 DV被害者支援マニュアルの整備	DV被害者支援マニュアルを整備する。	DV被害者支援マニュアルの整備に向け、マニュアルの構成等を検討した。		B	マニュアルの中をどのようにしていくか課内で検討をしたため。	DV被害者支援マニュアルを整備する。	男女共同参画推進課
8	1 啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	3 二次被害の防止のための啓発	7 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を活用し、DV被害者への二次被害を防止するための啓発	職員向けの研修の際に、二次被害について説明し、防止に努める。	関係機関との連携の際に、DV被害についての聞き取りに配慮するように伝えるなど、二次被害を防止するよう努めた。		B	研修を開催することはできなかったが、関係機関との連携の際に、二次被害とならないように配慮をお願いするなど啓発につながったため。	DV被害者への二次被害について「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にした啓発を行う。	男女共同参画推進課
9	1 啓発・教育の充実	3 学校等における啓発・教育	1 次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	8 DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	授業の中でデートDV予防啓発講座をすることについて担当課と検討する。	男女共同参画推進課が主体となって、学校等に対し、デートDV予防啓発講座を開催することができなかった。		C	中学校では、スマホ講演会内でデートDVの危険性について伝えることができていたため、開催しなかったため。 高等学校については、啓発方法について講演会やチラシなどの配布をするかの検討にとどまった。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、デートDVに関するチラシを、市内高校3年生に配布し、啓発を行う。	男女共同参画推進課
10	1 啓発・教育の充実	3 学校等における啓発・教育	1 次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	8 DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	中学生に対し、デートDVに関する学習の機会を提供するとともに、自らの命を大切に学習を実施する。	中学生対象に講師を招き、スマホ講演会を実施。その際にデートDVの内容を含んだ講演を行った。	中学校3校で実施。全生徒対象。	B	デートDVに特化した講演ではなかったが、生徒にはデートDVの危険性などは伝えることができた。 加害者にも被害者にもならないよう啓発はできた。	中学生に対し、デートDVに関する学習の機会を提供するとともに、自らの命を大切に学習を実施する。	学校教育課
11	1 啓発・教育の充実	3 学校等における啓発・教育	2 教職員等への啓発・教育の実施	9 職務関係者が安全の確保及び秘密の保持に、十分な配慮が必要のため、DVに関する知識や理解を深めるための研修を実施	より多くの教職員に対してDVに関する研修機会の提供に努める。	対象となる児童生徒等がいる学校園において実施。また、スクールカウンセラーによる研修で行う場合もあった。 人権意識向上の研修において、DVに関する内容を取り入れた研修を行った。	・学校園において、随時。 ・新規採用者を対象にした研修会は、年1回。	B	内容を維持しながら継続したものであった。	より多くの教職員に対してDVに関する研修機会の提供に努める。	学校教育課
12	2 相談体制の充実	1 配偶者暴力相談支援センターの充実	1 婦人相談員等の資質向上	10 国や県などの地方公共団体が開催する研修や、民間支援団体が開催する研修への参加	研修等への出席を増やし、相談員の資質向上に努める。	兵庫県が開催する研修や民間支援団体が開催する研修へ積極的に参加し、相談員の資質向上に努めた。		A	相談に影響が出ない範囲で研修等に出席することができた。	研修等への出席し、相談員の資質向上に努める。	DV相談室
13	2 相談体制の充実	1 配偶者暴力相談支援センターの充実	1 婦人相談員等の資質向上	11 スーパービジョンの実施	困難ケース等の振り返りを行う際に、学識経験者や実務経験者等によるスーパービジョンを行い、資質の向上に努める。	スーパービジョンの利用実績はない。		C	困難ケースなど随時の判断を必要とする場合にスーパービジョンを利用したいが、現時点では日程調整の必要があるなど利用に至らなかった。	「兵庫県DV防止・被害者保護計画（平成31年～令和5年）」内で、スーパーバイズ等による相談員の対応力向上が示されているため、県からの情報収集に努める。	DV相談室
14	2 相談体制の充実	1 配偶者暴力相談支援センターの充実	2 関係機関との連携の強化	12 芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議・専門部会の開催	支援の振り返りや情報の共有など必要に応じて専門部会を開催する。ネットワーク会議を開催し、専門部会等からの報告を受けて、連携体制を強化する。	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議・専門部会を開催できなかった。		C	情報共有は関係課・関係機関とは随時行っているが、ネットワーク会議・専門部会を開いては行っていないため。	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を開催し、連携体制を強化する。	DV相談室
15	2 相談体制の充実	2 被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	DV被害者の状況に応じて、必要な相談の情報提供や相談先との連携を行い、被害者支援に努める。	DV被害者からの電話・来所相談の際に、相談内容に応じて、男女共同参画センターの女性のための相談などの情報提供を行った。		B	必要に応じて、相談機関の情報提供を行うことができたため。連携については、連携方法などが課題である。	DV被害者の状況に応じて、必要な相談の情報提供や相談先との連携を行い、被害者支援に努める。	DV相談室
16	2 相談体制の充実	2 被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	お困りです課に寄せられた相談内容に応じて、必要なときには速やかに男女共同参画センターへ情報提供を行えるよう日頃から連携体制を整える。	男女共同参画センターに、法律相談の予約状況を確認して案内したり、情報提供を行ったりするなど、必要に応じて連携した。 ・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…毎週水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分）	・弁護士による法律相談…332人 ・司法書士による法律相談…163人 ・家事相談…90人	A	相談内容を的確に把握し、必要な専門相談を案内することで問題の早期解決に努めた。	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時（予約制・1人50分）	お困りです課

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	30年度取組実績		評価	評価理由	平成31年度実施計画	所管課	
					平成30年度事業実施目標	①取組内容					②具体的数値
17	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	人権相談等において相談があった場合は、状況に応じ関係機関と連携を行い、相談者の適切な支援へ繋ぐ。	1 特設人権相談の開設 2 全国一斉「女性の権利ホットライン(電話相談)」の周知、啓発ポスター掲示により市民に広く周知・啓発を図った。掲示場所：市役所庁舎内・公共施設等（11月）、ホームページに掲載 3 LGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談を開設（平成31年2月）	1 相談件数：15件（24回）うち、女性の人権に係るものは無し 3 相談件数：4件（4回） 経費：79,200円	B	1 人権啓発事業のチラシ配布による周知に加え、広報番組において人権擁護委員の活動を紹介したことで、相談件数の増加につながった。 2 啓発ポスターを市内公共施設等に掲示することで、市民に相談窓口の周知を図ったことは評価できる。 3 専門相談員による相談のため、当事者のほか家族、友人、支援者などにも相談の機会を広げることができた。また、チラシ・電話相談カードを作成し、多くの市民に周知、啓発を図ることができた。	人権相談等において相談があった場合は、状況に応じ関係機関と連携を行い、相談者の適切な支援へ繋ぐ。 LGBT電話相談のチラシ・電話相談カードを活用して市民に広く周知し、相談件数を増やす。	人権推進課
18	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	外国人から相談があれば、男女共同参画センターと連携をとり、相談につなげる。また、外国語での情報提供を行う。	相談事例なし		-	相談事例がなかったため評価できない。	外国人から相談があれば、男女共同参画センターと連携をとり、相談につなげる。また、外国語での情報提供を行う。	広報国際交流課
19	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	相談者の状況に応じて、DV相談室への通報や情報提供を行う。	相談者の状況に応じて、DV相談室の情報提供を行った。		B	必要に応じて、相談機関の情報提供を行ったため。連携については、連携方法などが課題である。	相談者の状況に応じて、DV相談室への通報や情報提供を行う。	男女共同参画推進課
20	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行った。	平成30年度虐待通報件数 44件	A	虐待事案に対して迅速に会議運営や相談対応等を行った。また、昨年度改訂した「養護者による高齢者虐待対応マニュアル」を使用し、市内のケアマネに向けて虐待に関する研修会を実施することで、虐待早期発見の啓発及び関係機関との連携強化を図った。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	高齢介護課
21	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	引き続き必要に応じて連携を図り、相談の充実を図る。	市窓口、相談支援窓口等において、該当事案と思われる事案があれば連携・情報提供を行う。	対象となる事案はなかった。	A	目標を達成できたため。	引き続き必要に応じて連携を図り、相談の充実を図る。	障害福祉課
22	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	相談者に適切な助言・支援を行う。	被害者から相談があった場合は、男女共同参画センターに連絡・情報提供を行い、支援を行う。	30年度は相談件数が1件あり、関係機関と連携して、迅速に支援を行った。	B	問題発覚から、連携して問題解決に努めたため	継続して実施	生活支援課
23	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	母子・父子自立支援員を設置し、来所での相談または電話での相談に応じ、関係機関と連携し情報提供を行った。	平成30年度実績：7件	B	関係機関と連携を行いながら、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供が行えた。	関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	子育て推進課
24	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	相談内容や受診状況から、早急な対応の必要性など各職員の周知と院内連携を強化する。院外連絡相談先の職員周知と実施を行う。	外来患者・電話相談などの相談には「DV相談室」を提示し、説明と同意を得るようにし、DV相談室事前連絡。高齢者の場合は、ケアマネジャー・地域包括支援センターへ相談と支援の連携を行なっている。高齢者に関しては、月1回芦屋市役所高齢介護課・市立芦屋病院事例検討会議開催し連携を行なっている。	入院から継続5人 外来のみは2人支援	A	院内各外来、病棟、コメディカル含め虐待マニュアルを設置しマニュアル改訂を実施した。特に救急外来、外来（整形外科外傷）医師からの発信連絡があり、当事者に面談しDV相談室へ連絡した。本人が連絡しなくても継続通院することで医師、看護師、MSWが関わりを持つことに努め、カルテ記載し夜間対応できるようにしている。高齢者世帯に際しても継続関与できた。	早期発見と、次につなげる支援ができるよう、院内の周知を継続する。面談対応できる職員育成。	市立芦屋病院地域連携室
25	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	2 苦情等への対応についての周知	14 苦情等への相談窓口や、苦情等の申出処理制度利用について周知	男女共同参画センターや市ホームページにおいて周知を行う。	苦情等への相談窓口や申出処理制度利用について周知を行っていない。		C	苦情等への相談窓口や申出処理制度利用について周知を行っていない。	市ホームページにおいて周知を行う。	男女共同参画推進課
26	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	15 一時保護施設や警察などの、関係機関との連絡・調整体制の強化	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関と連携し、一時保護に速やかにつながった。	DV相談者が一時保護を希望する場合に、一時保護施設や警察などの関係機関と連携し、一時保護に速やかにつながった。	一時保護件数：2件	A	DV被害者が一時保護を希望する場合に、一時保護施設や警察などと速やかに連携をとったため。	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関との連携を行う。	DV相談室
27	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	福祉等との連携が必要なDV被害者で、一時保護施設の受け入れが出来ない場合が考えられるため、他施設利用などについて、情報共有に努める。	65歳以上の高齢者でDV被害者が一時保護を希望した場合に、高齢介護課と連携し、一時保護所ではなく、養護老人ホームの入所を行うなどの連携を行った。		A	DV被害者が一時保護を希望した場合に、福祉部門と連携を行い、一時保護所以外の入所について連携が行えたため。	福祉等との連携が必要なDV被害者で、一時保護施設の受け入れが出来ない場合が考えられるため、他施設利用などについて連携する。	DV相談室
28	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	養護老人ホームや介護保険施設と随時連携し、保護が必要な事案に対して迅速に一時保護を行う。	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行った。	芦屋市立養護老人ホーム和風園 措置者数 11人 生活支援ショートステイ事業 延利用日数 1,529日	B	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行った。	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行う。	高齢介護課
29	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	引き続き必要に応じて連携を図り、一時保護施設の情報提供を図る。	市窓口、相談支援窓口等において、該当事案と思われる事案があれば一時保護施設の情報提供を行う。	対象となる事案はなかった。	A	目標を達成できたため。	引き続き必要に応じて連携を図り、一時保護施設の情報提供を図る。	障害福祉課
30	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	関係課と連携し迅速に保護し、必要な支援を行う。	対象者の状態・状況にあわせて、関係機関の選定を行い、連携を行った。	随時行った。	B	相談者の状況に応じた支援を行ったため	継続して実施	生活支援課
31	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	福祉等で連携を行いながら、すみやかな対応が行えるような体制を作っていく。	同伴する子どもに配慮した、一時保護の実施。	平成30年度実績：1件	B	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応ができた。	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えるような体制を作っていく。	子育て推進課
32	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	2 民間支援機関の情報提供	17 DV被害者への民間シェルター等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、民間シェルター等の情報提供を行う。	必要に応じて、民間シェルター等の情報提供を行った。		B	必要に応じて、民間シェルター等の情報提供を行ったため。情報提供を行っているが、民間シェルターの情報などを入手する必要性はある。	DV被害者の状況に応じて、民間シェルター等の情報提供を行う。	DV相談室
33	被害者の安全確保	保護命令に関する支援	1 保護命令制度に関する情報提供・助言、申立て時の支援	18 保護命令制度の情報提供・助言、申立て時の支援・同行支援等	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供や助言を行う。また、DV被害者が申立てをする場合は、申立て時の支援や裁判所への同行支援を行う。	被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言や申立支援などを行った。	平成29年度保護命令申立件数：4件 平成30年度保護命令申立件数：1件	A	被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言や申立支援などを行ったため。	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言、申立時の支援や裁判所への同行支援を行う。	DV相談室
34	被害者の安全確保	被害者情報の保護	1 DV被害者等に関する情報管理の徹底	19 庁内関係部局での、DV被害者等に関する情報管理の徹底	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、情報管理の徹底を行っている。また、関係機関にDV被害者の情報提供を行う際には、情報管理の徹底や情報の利用については必要最低限にとどめることを依頼している。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、情報管理の徹底を行っている。また、関係機関にDV被害者の情報提供を行う際には、情報管理の徹底や情報の利用については必要最低限にとどめることを依頼している。		B	関係機関にDV被害者の情報提供を行う際には、情報管理の徹底や情報の利用については必要最低限にとどめることを依頼しているため。情報管理の徹底などは継続して依頼する必要性がある。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、DV被害者情報が漏えいしないよう、情報管理の徹底を行う。	DV相談室



項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	30年度取組実績		評価	評価理由	平成31年度実施計画	所管課	
					平成30年度事業実施目標	①取組内容					②具体的数値
35	被害者の安全確保	被害者情報の保護	1 DV被害者等に関する情報管理の徹底	19 庁内関係部局での、DV被害者等に関する情報管理の徹底	関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、情報管理の徹底を行っている。	B	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、情報管理の徹底を行っているため。	関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	関係機関	
36	被害者の安全確保	被害者情報の保護	1 DV被害者等に関する情報管理の徹底	20 広域的連携での、DV被害者等に関する情報共有・情報管理の徹底	一時保護施設等DV被害者が避難した場合に、避難先情報やその情報が漏えいしないように、庁内関係機関だけでなく警察や近隣市町村と情報共有・情報管理を徹底する。	D V被害者が一時保護となった際に、警察や一時保護後の避難先市町村の配偶者暴力相談支援センター・婦人相談員と情報共有や情報管理について連携を行った。	A	平成29年度一時保護件数：2件 平成30年度一時保護件数：2件	一時保護施設等DV被害者が避難した場合に、避難先情報やその情報が漏えいしないように、庁内関係機関だけでなく警察や近隣市町村と情報共有や情報管理を徹底する。	D V相談室	
37	被害者の安全確保	被害者情報の保護	1 DV被害者等に関する情報管理の徹底	20 広域的連携での、DV被害者等に関する情報共有・情報管理の徹底	一時保護施設の入所など広域での連携の際に、関係機関がDV被害者等に関する情報管理を徹底する。	D V被害者が一時保護となった場合に、関係機関と情報管理の徹底について連携した。	B	平成29年度一時保護件数：2件 平成30年度一時保護件数：2件	必要に応じて関係機関と連携を行ったため。	一時保護施設の入所など広域での連携の際に、関係機関がDV被害者等に関する情報管理を徹底する。	関係機関
38	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	1 福祉制度を利用した支援、情報提供	21 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行う。	D V被害者の状況に応じて、情報提供や福祉部門などへの同行支援を行った。	B	必要に応じて、情報提供や同行支援を行ったため。他市から避難してきたDV被害者の同行支援については課題がある。	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行う。	D V相談室	
39	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	1 福祉制度を利用した支援、情報提供	21 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	生活に困窮した状態の方に適切な支援を行う。	相談を受け必要時には生活保護をはじめ福祉制度に基づく支援を行った。情報が入ったら窓口で丁寧な相談対応を行い、必要な制度を勧めた。	B	相談者の状況に応じた経済的な支援ができたため	継続して実施	生活支援課	
40	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	1 福祉制度を利用した支援、情報提供	21 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	想定できる限りの福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う。	福祉制度を利用した支援他機関と連携し、手当の申請時や電話での相談の際に情報提供を行う。	B	DV相談件数：7件	被害者に合った福祉施策の情報を提供し、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進できたため。	福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う。	子育て推進課
41	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	1 福祉制度を利用した支援、情報提供	21 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行った。	B	平成30年度虐待通報件数 44件	被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で適切に福祉制度の情報提供を行えた。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。	高齢介護課
42	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	1 福祉制度を利用した支援、情報提供	21 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	引き続き必要に応じて連携を図り、福祉制度の情報提供を図る。	定期的ではないが必要時緊急の対応や障がいある方の虐待ケースにおいて、口頭で福祉制度等の情報提供を行う。	A	対象となる事案はなかった。	目標を達成できたため	引き続き必要に応じて連携を図り、福祉制度の情報提供を行う。	障害福祉課
43	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	2 保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22 国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、情報提供や同行支援などを行った。	B	DV被害者の必要に応じて、情報提供や同行支援などを行ったため。他市から避難してきたDV被害者の同行支援については課題がある。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。	D V相談室	
44	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	2 保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22 国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する正確な情報提供を行い、本人及び必要に応じて各関係者と連携して手続きの受付を行う。	国保加入・脱退等の手続についての案内と受付（届出・申請に必要な書類や、手段について）市民課でDV支援措置の手続を行ったか等に対して、基礎年金番号の変更手続について、情報提供、案内を行った。	B	被害者の方に、国民健康保険に関する手続を遅滞なく案内し、完了させる業務を継続的に進めているため。	被害の申し出に対して遅滞なく関係機関を案内するとともに、各被害者の現状を正確に把握し、個別事情に応じた柔軟な対応、手続を行う。	保険課	
45	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	2 保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22 国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れがないように行う。	D V相談室と直接電話でやり取りを行い、必要に応じて個室対応する等、他課と連携して相談者に情報提供を漏れなく行った。また、相談者が来庁時にはできるだけ事前にD V相談室と連絡を取り合せてスムーズに案内し、相談者が安心して手続きできる環境を目指した。	A	該当の受給者に対して必要な情報を漏れなく正確に提供でき、慎重に対応したことは評価できる。	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れがないよう継続して行い、他課と連携して相談者がスムーズに安心して手続きがとれるように対応する。	地域福祉課	
46	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	2 保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22 国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	DV支援措置の手続を行ったか等に対して基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行う。	基礎年金番号の変更手続の案内市民課でDV支援措置の手続を行ったか等に対して、基礎年金番号の変更手続について、情報提供、案内を行った。	B	必要なかたに対して適宜情報提供、案内を行うことができたため（平成30年度新規支援措置受付件数8件）	引き続き、D V支援措置の手続を行ったか等に対して、基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行い、かつ関係機関等との連携を図り、支援措置を適正に実施していく。	市民課	
47	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	3 経済的支援等に関する情報提供	23 児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金（貸付）、生活支援資金等の給付、貸付などの情報提供	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。また、必要に応じて証明書の発行を行う。	DV被害者の状況に応じて、情報提供や同行支援を行った。必要に応じてDV相談を行った証明書を発行した。	B	DV被害者の必要に応じて、情報提供や同行支援などを行ったため。また、DV相談を行った証明書を必要に応じて発行したため。他市から避難してきたDV被害者の同行支援については課題がある。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。また、必要に応じて証明書の発行を行う。	D V相談室	
48	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	3 経済的支援等に関する情報提供	23 児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金（貸付）、生活支援資金等の給付、貸付などの情報提供	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	経済的支援等に関する情報提供他機関と連携し、来所での相談または電話での相談に応じる。広報、HPで情報提供を行う。	B	ひとり親家庭に対する経済的支援等に関する相談件数：369件	情報提供を行い就労支援、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進できたため。	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	子育て推進課
49	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	3 経済的支援等に関する情報提供	23 児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金（貸付）、生活支援資金等の給付、貸付などの情報提供	生活に必要な貸付けの情報を提供し支援の一助とする。	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行った。	B	生活保護制度、生活支援資金その他の情報を提供した。	活用できる他法を提案することにより、世帯の自立を促した。	継続して実施	生活支援課
50	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	4 司法手続きに関する情報提供、助言	24 法律相談窓口の情報提供や、利用に関する助言	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行う。	DV被害者の状況に応じて、男女共同参画センターやお困りです課の法律相談、弁護士会の無料相談や法テラスについて情報提供を行った。	A	DV被害者の状況に応じて、男女共同参画センターやお困りです課の法律相談、弁護士会の無料相談や法テラスについて情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行う。	D V相談室	
51	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	5 住居確保に向けた支援	25 公営住宅等の入居に関する情報提供等の支援	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅についての情報提供を行った。	B	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅についての情報提供を行ったため。避難先の市営住宅等の情報収集が必要である。	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。	D V相談室	
52	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	5 住居確保に向けた支援	25 公営住宅等の入居に関する情報提供等の支援	必要に応じて市営住宅等に関する情報提供を行う。	市営住宅入居希望者の登録受付時にDV被害者も登録可能との内容を9月1日号の広報紙に掲載。	B	昨年度はD V被害者世帯2世帯に住宅のあっせんを行ったが、平成30年度は申込みがなかった。D V被害者に対しては、随時情報提供が不可欠と考えているため、今後も引き続き周知を図る必要がある。	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	住宅課	

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	平成30年度事業実施目標	30年度取組実績		評価	評価理由	平成31年度実施計画	所管課
						①取組内容	②具体的数値				
53	被害者の自立支援	1 生活の安定に向けた支援	5 住居確保に向けた支援	26 母子生活支援施設等の入所支援, 情報提供	子どものいるDV被害者の状況に応じて, 母子生活支援施設の情報を提供を行う。また, 所管課と連携して入所支援を行う。	子どものいるDV被害者の状況に応じて, 母子生活支援施設へ入所となったケースはなかった。	DV被害者の母子生活支援施設の入所はなかった。	B	子どものいるDV被害者の状況に応じて, 母子生活支援施設の情報提供を行ったため。母子生活支援施設の入所については, 連携の余地があると考えている。	子どものいるDV被害者の状況に応じて, 母子生活支援施設の情報提供を行う。また, 所管課と連携して入所支援を行う。	D V相談室
54	被害者の自立支援	1 生活の安定に向けた支援	5 住居確保に向けた支援	26 母子生活支援施設等の入所支援, 情報提供	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め, 必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	母子自立支援施設等の情報提供, 入所支援相談時には一時保護や母子自立支援施設等の情報を提供し, 配募センター等関係機関との連携により, いつでも対応できる体制を整えた。(母子自立支援施設への入所措置)	母子自立支援施設の入所0件	B	母子自立支援施設への入所措置には至らなかったが, 関係機関と連携し, いつでも対応できる体制は整っている。	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め, 必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	子育て推進課
55	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	1 就労に関する情報提供	27 ハローワーク等について, 情報提供や同行支援職業訓練等の情報提供や助言	DV被害者の状況に応じて, ハローワークや職業訓練等について情報提供や同行支援を行う。	DV被害者の状況に応じて, ハローワークの求人情報について情報提供を行った。ハローワークへの同行支援は行っていない。		B	DV被害者の状況に応じて, ハローワークの求人情報について情報提供を行った。同行支援については, 他市から避難してきた人を想定しているが, 県が連携体制について検討している段階であり, 他市から避難してきたDV被害者が相談につながっていないという課題がある。	DV被害者の状況に応じて, ハローワークや職業訓練等について情報提供を行う。	D V相談室
56	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	2 同伴する子どものいるDV被害者への支援, 情報提供	28 母子父子自立支援員と連携した支援, 情報提供	子どものいるDV被害者の就労については, 母子父子自立支援員と連携した支援や情報提供を行う。	子どものいるDV被害者の就労について, 必要に応じて母子父子自立支援員の情報提供や連携を行った。		B	子どものいるDV被害者の就労について, 必要に応じて母子父子自立支援員の情報提供や連携を行ったため。母子生活支援施設の入所については, 所管課と連携の余地があると考えている。	子どものいるDV被害者の就労については, 必要に応じて母子父子自立支援員の情報提供や連携を行う。	D V相談室
57	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	2 同伴する子どものいるDV被害者への支援, 情報提供	28 母子父子自立支援員と連携した支援, 情報提供	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに, 母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により, 母子及び父子家庭の自立をめざし, ハローワークと連携し情報提供等を行う。	母子・父子自立支援員(1人)によるひとり親の就業相談の実施 母子・父子自立支援員を設置し, 来所での相談または電話での相談に応じ, ハローワークと連携し情報提供する。	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2件	B	就業相談で就労支援, 経済的支援等, 自立に向けた相談が行えたため。	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに, 母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により, 母子及び父子家庭の自立をめざし, ハローワークと連携し情報提供等を行う。	子育て推進課
58	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	2 同伴する子どものいるDV被害者への支援, 情報提供	29 保育に関する入所の支援, 子育ての情報提供	子どものいるDV被害者の状況に応じて, 所管課と連携し, 保育所入所の支援や情報提供を行う。	子どものいるDV被害者の状況に応じて, 保育所等の情報提供を行った。		B	子どものいるDV被害者の状況に応じて, 保育所等の情報提供を行ったため。避難先の保育所等の情報収集が必要である。	子どものいるDV被害者の状況に応じて, 保育所等の情報提供を行う。	D V相談室
59	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	2 同伴する子どものいるDV被害者への支援, 情報提供	29 保育に関する入所の支援, 子育ての情報提供	相談業務を通して, DV被害者が必要とする入所支援や情報提供を行う。(入所係) 前年度に引き続き, 公立保育所で勤務経験のある職員が, 窓口や電話で保育所等の入所案内に限らず, 状況に応じて他の子育て支援情報の提供を行う。また, 子育てアプリ等を活用して積極的に情報発信を行い, 保護者にとって有益な最新情報の提供に努める。(政策係)	必要な情報提供を正確に提供し, その情報管理を徹底するよう努め, 直接保育施設等に丁寧に情報伝達をし, 管理についても確認を行った。(入所係) 子育てアプリを活用して未就学児対象のイベント情報や施設整備に関する説明会の開催情報等を配信し, 子育て家庭に有意義な情報の提供に努めた。(政策係)	・3回程度実施した。(入所係) ・子育てサポートブック「わくわく子育て」の発行: 3,000部(政策係) ・アプリ登録者数1,721人(平成31年3月末時点)(政策係)	B	保育のために必要な情報連携ができていたため。(入所係) 子育てアプリについても窓口等で引き続き周知を行っており, 他課の実施事業を含む未就学児対象のイベント情報の発信を行った結果, アプリで情報を得た市民からの申込数が増加した。また, 登録者数が平成30年度3月末の1,406人より315人増加した。これらのことから, 一定の効果が認められていると判断したため。(政策係)	保護者の安全に配慮し, 各相談機関等とも連携しながら, 入所支援や情報提供を行う。(入所係) 子育て支援に関する情報を随時発信できるよう他課との連携を図りつつ, 市役所内から広く記事を募集し, 子育てアプリを一層活用して, 子育て支援に関する情報の発信に努める。(政策係)	子育て推進課
60	被害者の自立支援	3 心身の回復に向けた支援	1 相談事業や医療機関を活用した支援, 情報提供	30 兵庫県こころのケアセンター相談室等の情報提供	DV被害者の状況に応じて, 女性相談やこころのケアセンター相談室などの情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて, 男女共同参画センターの女性相談などの情報提供を行った。		B	DV被害者の状況に応じて, 男女共同参画センターの女性相談などの情報提供を行った。こころのケアセンターについての情報収集が必要である。	DV被害者の状況に応じて, 女性相談やこころのケアセンター相談室などの情報提供を行う。	D V相談室
61	被害者の自立支援	3 心身の回復に向けた支援	1 相談事業や医療機関を活用した支援, 情報提供	31 市内の医療機関との連携・協力	芦屋市医師会を通じて, 市内の医療機関と連携・協力に向けた体制について検討する。	市内の医療機関との連携・協力に向けた体制はできていない。		C	市内の医療機関との連携・協力に向けた体制はできていないため。連携・協力体制の前に, DV相談室を周知する必要がある。	市内の医療機関との連携・協力に向けた体制づくりのため, DV相談室の周知を行う。	D V相談室
62	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32 就学等に関する支援, 情報提供	DV被害者の子どもが就学する場合, 所管課と連携し, 引き続き就学できるよう支援する。また情報管理を徹底する。	避難してきたDV被害者の子どもが就学する場合に, 関係機関と連携し, 引き続き就学できるよう支援した。また, 避難する就学児がいるDV被害者については, 避難先の教育委員会で手続をできるように情報提供した。		A	必要に応じてDV被害者に情報提供や関係機関との連携を行ったため。	DV被害者の子どもが就学する場合, 所管課と連携し, 引き続き就学できるよう支援する。また情報管理を徹底する。	D V相談室
63	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32 就学等に関する支援, 情報提供	関係課が連携して, 子育て支援サービスについての適切な情報提供に努める。	未就学児の子育ての悩みや家族間の深刻な相談を窓口や施設受けた場合は, 個別に相談対応をしたり, 他機関につなげる連携ができていない。	30年度は, 他機関につなげる事例はなかった。	B	他機関との連携はできているが, 事例がなかった。	引き続き, 必要に応じて相談に対応したり, 他課にもつなげたりしていく。	子育て推進課
64	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32 就学等に関する支援, 情報提供	児童・生徒が安全に就学できるよう関係機関と連携する。児童・生徒の就学に資する情報を提供する。	転入学の際, DV等の事情がある場合に, 保護者へ関係機関に相談するように促し, 関係機関へ適切な情報提供をした。また, 関係機関と連携しながら, 児童・生徒や保護者の安全確保のため, 転入学の手続を支援した。	3件	A	関係機関と円滑に連携し, 情報共有ができていく。	引き続き児童・生徒が安全に就学できるように関係機関と連携する。	管理課
65	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32 就学等に関する支援, 情報提供	今日的な課題も含めて, 人権教育の推進を図る。	各学校において, 道徳や総合的な学習の時間を中心に多様性について学習する機会を設けた。	多文化共生について165時間, LGBTについて36時間の授業を実施している。また, 教職員研修として講師を招き, LGBTに関する研修会を実施した学校が2校。	B	多文化共生教育や性の多様性など, 各学校において授業参観や懇談会の機会をとり考えているところであるが, 実際の心理的虐待を受けた子どもへの対応について, 教職員の意識向上をさらに進めていく必要がある。	子どもが安心して学校に通えるよう, 支援に必要な情報の収集, 提供, 管理の徹底を図る。	学校教育課
66	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	2 子どもへのケアに関する支援	33 家庭児童相談室の相談や臨床心理士が相談に応じるこどもの相談との連携による, 子どもやその親の心のケア	こどもや保護者の相談に応じながら, 心のケアを行う。	子育て支援センターで来所または電話での子育て相談に応じ, 不安を解消する。	子育てセンター: 相談件数3, 103件 家庭児童相談室: 相談件数280件	B	相談窓口として広く認識してもらえよう努めることができた。	子育てセンターや家庭児童相談室で, こどもや保護者の相談に応じながら, 心のケアを行う。	子育て推進課
67	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	2 子どもへのケアに関する支援	33 家庭児童相談室の相談や臨床心理士が相談に応じるこどもの相談との連携による, 子どもやその親の心のケア	住民登録がなくても, 受けられる支援について関係機関での連携強化を図る。	関係機関からの連絡により, 住民登録の有無に関わらず, 家庭児童相談室等と連携しながら子どもやその親の心のケアが行えるよう配慮している。		B	妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を実施するため, 平成30年度に「子育て世代包括支援センター」を開設し, 支援が必要な世帯へのサポート体制の強化を図った。	住民登録の有無に関わらず, 利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し, 必要に応じて対象世帯の支援を行う。	健康課

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	平成30年度事業実施目標	30年度取組実績		評価	評価理由	平成31年度実施計画	所管課
						①取組内容	②具体的数値				
68	4 被害者の自立支援	4 子どもへの支援	2 子どもの心のケアに関する支援	34 こども家庭センターなどの広域関係機関との連携による専門的ケア	関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援へ繋ぐ。	要保護児童対策地域協議会の運営。要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議、個別ケース会議の実施	代表者会議1回、実務者会議6回、個別ケース検討会議280回	B	要保護児童対策地域協議会において、こども家庭センターなどの関係機関とネットワークにより連携・情報共有をしながら、子どもの心のケアに関する適切な支援を行うことができた。	要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援を行う。	子育て推進課
69	4 被害者の自立支援	4 子どもへの支援	2 子どもの心のケアに関する支援	35 学校職員やスクールカウンセラー等が、学校内で子どもの心のケアや支援を行う相談体制を充実	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い、児童生徒への相談体制のさらなる充実に努める。	教職員に対し、子どもの心のケアに関する研修として、芦屋市に配置しているスクールカウンセラーを講師として、研修を実施した。また、スクールカウンセラー配置拠点校に関しては、児童生徒向け並びに保護者向けの研修も実施した。	各小中学校において、年間1回実施。児童生徒・保護者向け研修は5校で年間1回ずつ実施。	B	内容を維持しながら継続したものであった。	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い、児童生徒への相談体制のさらなる充実に努める。	学校教育課
70	4 被害者の自立支援	4 子どもへの支援	3 子育て支援に関する情報提供の充実	36 乳幼児健康診査、予防接種等や相談事業の支援、情報提供	住民登録がない子どもがいるDV被害者について、乳幼児健康診査や予防接種などが受けられることなどの情報提供を行う。受診に際しては、所管課と連携する。	住民登録がない子どもがいるDV被害者に対し、健診などについての情報提供を行った。		B	住民登録がない子どもがいるDV被害者に対し、健診などについての情報提供を行ったため。所管課との連携の必要性がある。	住民登録がない子どもがいるDV被害者に対し、乳幼児健康診査や予防接種などが受けられることなどの情報提供や所管課と連携を行う。	DV相談室
71	4 被害者の自立支援	4 子どもへの支援	3 子育て支援に関する情報提供の充実	36 乳幼児健康診査、予防接種等や相談事業の支援、情報提供	住民登録がなくても、受けられる支援について関係課間での連携強化を図る。	関係機関からの連絡により、住民票の有無に関わらず、乳幼児健康診査、予防接種、相談事業等の情報提供を行い、支援できるよう配慮している。		B	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するため、平成30年度に「子育て世代包括支援センター」を開設し、支援が必要な世帯へのサポート体制の強化を図った。	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。	健康課